

## ミニツアー等に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「乙」という。）と、東京都建設防災ボランティア協会（以下「丙」という。）とは、勝鬨橋の橋脚内部の一般向け見学（以下「ミニツアー」という。）と勝鬨橋及び隅田川橋りょう群等の学生・技術者向け見学（以下「テクニカルツアー」という。）について、平成19年4月1日付締結した『「かちどき 橋の資料館」の公開・運営並びにミニツアー等の基本協定』（以下「基本協定」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が協力して、ミニツアー及びテクニカルツアー（以下「ミニツアー等」という。）の安全かつ円滑な推進を図るための基本的事項について定めることを目的とする。

（事業内容）

第2条 ミニツアー実施に際しての事業内容の詳細については、甲、乙及び丙協議の上、別途実施細目等で定める。

2 テクニカルツアー実施に際しての事業内容の詳細については、甲、乙及び丙が別途協議して実施するものとする。

（経費負担）

第3条 甲、乙及び丙は、基本協定第3条第1項に係る具体的な業務分担に基づく経費について、各々が負担する。

（責任分担）

第4条 ミニツアーの実施中の事故については、施設の瑕疵による場合は甲の責任において処理する。

2 乙は、ミニツアー実施者として参加者の事故等に備えるため、行事保険に加入する。

3 丙は、ミニツアーの実施に伴い、ボランティア活動保険に加入する。

4 テクニカルツアーの実施に際しては、別途、甲、乙及び丙が協議して定める。

（協定の有効期間）

第5条 協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 その後の期間の継続については、別途、甲、乙及び丙で協議する。

（その他）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、内容を変更する必要があると認めるとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結の証として本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲	（住所略）	東京都建設局長	花井 徹 夫
乙	（住所略）	公益財団法人 東京都道路整備保全公社 理事長	三浦 隆
丙		東京都建設防災ボランティア協会 会長	山口 明

## ミニツアー事業に関する実施細目

東京都を甲（以下「甲」という。）とし、公益財団法人東京都道路整備保全公社を乙（以下「乙」という。）とし、東京都建設防災ボランティア協会を丙（以下「丙」という。）とし、甲、乙及び丙間において、令和6年4月1日付で締結した「ミニツアー等に関する協定書」第2条第1項に基づき、ミニツアー事業（以下「事業」という。）に関して、次のとおり実施細目を締結する。

（事業のルート）

第1条 事業は、甲、乙及び丙協議の上、別途定める「案内・説明マニュアル」に基づいて、別添図書のとおりに、1回90分程度で実施するものとする。

（事業の実施日及び時間）

第2条 事業の実施は、毎週木曜日（祝祭日・年末年始等の「かちどき 橋の資料館」施設休館日を除く）とし、一日最大2回（10:00～11:30、13:30～15:00）実施するものとする。

2 台風等の天災、社会情勢の動向等が、事業の実施に影響がある場合は、甲、乙及び丙協議の上、実施を決定するものとする。

（事業の参加者募集等）

第3条 甲及び乙は、積極的に事業の宣伝に努めるものとする。

2 事業は、甲及び乙のホームページ等で広く募集するものとする。なお、詳細については、甲及び乙協議の上、別途定めるものとする。

3 事業参加者は、事前に乙のホームページから予約するものとし、応募者多数の場合は、抽選とする。なお、詳細については、甲及び乙協議のうえ、別途定めるものとする。

4 事業の参加者は、一回当たり10名程度として募集するものとする。なお、10名を超える集団見学の応募があった場合については、あらかじめ甲、乙及び丙協議調整の上、実施するものとする。

（事業の事務分担）

第4条 甲、乙及び丙の事業における事務分担は、次のとおりとする。

（1）甲の事務分担

ア 「案内・説明マニュアル」の作成

イ 積極的な参加者の募集

（2）乙の事務分担

ア 「案内・説明マニュアル」の作成（補助）

イ 積極的な参加者の募集

ウ 事業に必要な被服・消耗品・備品の整備

エ 丙への交通費及び被服相当分の助成

オ 参加者を対象とする保険の加入

カ 参加者の予約受付、参加者名簿の作成

キ 参加者予約状況及び事業実施状況の甲、丙への連絡

ク 予約状況及び事業実施の丙への確認連絡

ケ 事業実施日の参加者受付、案内、装具準備、装具装着補助

(3) 丙の事務分担

- ア 「案内・説明マニュアル」の作成（補助）
- イ 甲及び乙が実施する参加者の募集への協力（補助）
- ウ ボランティア保険の加入
- エ 事業実施予定表（一組5名）の事前編成及び乙への提出
- オ 参加者の安全に配慮した案内・説明
- カ 参加者名簿の確認及び乙への連絡

(事業の状況報告)

第5条 甲、乙及び丙は、事業の実施状況等について、必要に応じて、相互に報告を求めることができるものとする。

(事業の変更)

第6条 ミニツアー事業に関する実施細目に変更が生じる場合は、あらかじめ甲、乙及び丙協議の上、処理するものとする。

(苦情等の処理)

第7条 事業の実施に伴う第三者からの苦情等については、甲、乙及び丙協議の上、処理するものとする。

(その他)

第8条 この実施細目の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

この実施細目協定の締結の証として本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都建設局長 花井 徹 夫

乙 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

公益財団法人 東京都道路整備保全公社 理事長 三 浦 隆

丙 東京都建設防災ボランティア協会

会 長 山 口 明